

男鹿市地域おこし協力隊募集要項（移住定住促進業務）

1. 募集内容

受入部署	活動内容と募集人数
男鹿市 総務企画部 企画政策課	<u>おが暮らし移住定住サポーター（1名）</u> <ul style="list-style-type: none">・ 移住を検討している方への相談サポート・ 移住体験住宅や移住定住ポータルサイトの管理運営補助・ 移住者同士の交流会やコミュニティづくりの企画及び開催・ 主に東京圏で開催される移住交流イベントに、市職員と一緒に参加してのPR活動や相談対応・ 各種SNSサービスを活用し、男鹿市地域おこし協力隊公式アカウントから自身の活動や男鹿暮らしの魅力（ヒト・コト・モノ）の発信 ※動画編集スキルがあればなおよし

2. 応募条件

次の(1)～(8)すべての項目に該当する方

- (1) 3大都市圏内の都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）、もしくは政令指定都市に居住している方で、採用後に当該地域から男鹿市に生活拠点を移し、住民票の異動ができる方

※詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の秋田県男鹿市の欄をご確認ください。

- (2) 地方公務員法第16条に規定する職員の欠格条項に該当しない方
- (3) 地域の文化や習慣を尊重でき、地域住民と共に地域の活性化に向けた活動に積極的に取り組むことができる方
- (4) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (5) 普通自動車運転免許を取得し1年以上保有している方
- (6) パソコンの基本操作（メールの送受信、Word及びExcel操作等）の操作ができる方
- (7) SNSやホームページ等を活用した情報発信ができる方
- (8) 最長3年間の活動期間終了後の定住に意欲的な方

3. 任用形態

- (1) 任用

男鹿市会計年度任用職員（パートタイム）として、男鹿市長が任用します。

(2) 勤務地（活動地）

男鹿市役所総務企画部企画政策課を拠点として、原則男鹿市内全域が活動地となります。

(3) 副業

協力隊としての本来の業務に支障がなければ業務時間外での副業が可能です。事前に申請書の届け出が必要です。

4. 任用期間

令和8年7月1日以降から令和9年3月31日まで

※令和9年度以降は、活動実績等をふまえ、公募によらない再度の任用を行う場合があります。その際、任用期間は原則3年までとします。

※服務規程に違反するなど、協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことがあります。

5. 勤務形態

(1) 勤務時間及び勤務日

原則、勤務時間は9時00分から16時00分（実働6時間、休憩1時を、勤務日は月曜日から金曜日を基本として、週30時間勤務としますが、活動内容等に応じて勤務時間及び勤務日の変動することがあります。

(2) 休日

休日は、土・日曜日、国民の祝日及び年末年始とします。休日に勤務が発生する場合は、原則としてその週または翌週に振替又は代休を取得することとします。

6. 待遇・福利厚生

(1) 給与等

○月額 187,985円（週30時間勤務の場合）

※通勤距離により通勤手当を支給します。

※最終的な勤務時間及び勤務日は、採用決定後に合格者と協議の上決定しますので、給与等は変動する場合があります。

○期末・勤勉手当 約43万円×2回（夏・冬）

※週30時間勤務の場合のおおよその額です。

※雇用契約の内容や勤務実績によって変動します。

(2) 社会保険等

社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険、公務災害補償制度に加入します。

(3) 休暇

- ・年次休暇は、「男鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に基づき付与します。
- ・特別休暇（有給）：忌引、結婚、産前（産後）、夏季における諸行事のための休暇等
- ・特別休暇（無給）：育児、保育、子の看護、介護、生理日の就業困難等

(4) 住居

月額 55,000 円を基準として、市が借り上げし、貸与しますが、引越に係る費用や光熱水費等は自己負担となります。

(5) 活動用車両

協力隊の共用車両として市が用意しますが、あくまで活動用のため、私的な利用はできません。通勤や日常用の自家用車の準備を推奨します。

(6) 備品等

活動用の PC やデスク等は市が用意します。

(7) 活動経費

次の経費については、予算の範囲内において必要に応じ市が負担します。

- ・隊員の活動に要する消耗品等
- ・活動用車両の燃料費
- ・隊員の研修や活動に伴う出張等に要する旅費
- ・研修受講に要する経費
- ・そのほか、活動に必要な経費

※経費の支出については事前に市への相談が必要です。

7. 地域おこし協力隊に関連する市の支援制度

(1) 移住活動支援事業補助金

本募集の応募に際しての下見や、着任するにあたっての住居決定などの移住活動のために男鹿市を訪れる際の居住地から男鹿市までの往復交通費一部を支援します。（上限額：単身 3.5 万円、世帯 6.5 万円）

(2) 移住体験住宅

上記移住活動を行う際に、あわせて使用可能です。

（使用料：5～10月 1,000 円/日、11月～翌年4月 1,500 円/日）

(3) 地域おこし協力隊起業支援補助金

地域おこし協力隊の任期2年目から任期終了後3年以内の方が、引き続

き市内に居住し、起業又は事業承継する際に要する経費の一部を支援します。(最大200万円)

8. 応募手続き

(1) 受付期間

令和8年5月1日(金)から定員に達するまで

(2) 提出書類

次の書類を応募先まで郵送ください。(提出書類は返却いたしません)

①履歴書(顔写真付き)

②応募用紙(様式1)

※市ホームページよりダウンロードください。

③住民票の写し(発行の日から1か月以内のもの)

④普通自動車免許の写し(裏面に記載がある場合は裏面も)

(3) 応募先

〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1

男鹿市総務企画部企画政策課 広報・地域づくり推進班 宛

9. 選考方法

(1) 一次選考

書類審査とし、応募者全員に選考結果を通知します。

(2) 二次選考

原則対面での面接とし、日時については一次選考の合格者と協議のうえ決定します。最終選考結果は文書で通知します。

※第一次及び二次選考は応募受付順に随時行います。そのため合格者が決定次第募集を締め切ります。

※男鹿市への住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。

10. その他

- 活動期間中は、月1回程度、担当職員らと活動状況や当月の予定などを共有する定例会を行うとともに、活動報告書を毎月提出いただきます。
- 年1回、本市の地域おこし協力隊全員が参加する活動報告会を開催します。

11. 応募に関する問い合わせ

男鹿市総務企画部企画政策課 移住定住促進班 地域おこし協力隊担当

TEL: 0185-24-9122 (8:30~17:15)

E-mail: kikaku@city.oga.akita.jp